

ツキノワグマ被害防止対策の強化について

令和6年5月24日
生活環境部

1 クマよけスプレーの配付について

今年は人の生活圏でのクマの出没が多数発生しており、県民が利用する施設や教育現場においては、野外での活動等を制限せざるを得ない場合もあることから、安心して活動できる環境づくりを支援するため、「クマよけスプレー」を県立学校や県民が利用する施設等に配付する。

- 市町村立の学校等においても、地域の実情に合わせて、適宜スプレーの配備についてご検討くださるようお願いします。
- 学校周辺でクマが目撃されるなど、緊急の場合は、県より貸し出しを行いますので、ご活用ください。



2 鳥獣被害対策実施隊員の処遇改善について

実施隊員の処遇改善については、令和5年度までに4市町で報酬見直しが行われており、今年度は、6市町村で実施される予定となっている。

- 各市町村においても検討を進めていただいているところですが、狩猟用資材の高騰などにより、現場からは支援の拡大について要望もあることから、処遇の改善について引き続きご検討くださるようお願いします。

3 県民への注意喚起について

今年はクマの目撃情報が例年を大幅に上回ったことから、4月18日に県内全域へ「ツキノワグマ出沒警報」を発令し、注意喚起を行ってきたが、春の山菜シーズンを迎え、人身被害が多数発生しているため、県では注意喚起に係る新聞広告やテレビ・ラジオCMの放送を予定している。

- 県民に対して、より一層の注意をお願いする必要があるため、各市町村においても、注意喚起について、ご協力くださるようお願いします。